

備品購入、補修に関する取扱要領

大矢船自治会の活動を行う上で必要な備品購入や補修が必要となる。
本要領は、その取扱いについて定めたものである。

1. 備品購入

- (1) 原則、河内長野市自治会活動環境整備事業補助金制度を利用する。
- (2) 購入を希望するものをリスト化し、見積書を添えて購入前年8月までに市の自治協働課へ申請する（上限30万円）。
- (3) 市から補助申請承認が得られた後、購入希望品の相見積もりを取り、金額の安い業者を選定し備品を購入する。
- (4) 購入後、実施報告書を記載し自治協働課へ提出する。
- (5) 緊急性を要するものについて役員会で申請、承認を得る。
尚、管理する部署の明記と金額の上限は20万円とする。

2. 補修

- (1) 補修工事について最低2社の相見積もりを取得する。
- (2) 緊急性を伴い、金額が30万円未満の案件について役員会で申請、承認を得る。
- (3) 集会所整備事業補助金申請制度※を利用する場合は、見積書と工事計画書を添えて工事予定の前年8月までに市の自治協働課へ申請する。（上限1,200万円）
- (4) 市から補助申請承認が得られた後、購入希望品の相見積もりを取り、金額の安い業者を選定し工事を実行する。
- (5) 工事完了後、実施報告書を記載し自治協働課へ提出する。

※ 1集会所につき1回申請が可能。

工事終了後、補助金の再申請について5年以上経過しなければならない。

3. 予算措置

備品購入及び補修工事が翌年度実施を行う場合は、概算予算を各専門部にて次期予算で計上する。

4. 附 則

- (1) 本要領は、備品購入や家屋などの補修工事などの統一化を図るため標準化したものである。
- (2) 本要領は、本役員会で審議決定し、令和4年1月30日発効とする。
- (3) 本要領の改訂は、総会で決定する。又、その改訂履歴は、本要領末尾に注記するものとする。